

第 5 次岡山県廃棄物処理計画及び
岡山県食品ロス削減推進計画の策定について

県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき岡山県廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の減量化、リサイクルや適正処理の推進等の施策を、総合的かつ計画的に進めてきたが、このたび、第 4 次計画の計画期間が終了したことを受け、「第 5 次岡山県廃棄物処理計画」を策定する。

また、新たに、本計画における食品ロス削減の取組を、食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）に基づく「岡山県食品ロス削減推進計画」として位置付ける。

1 策定の背景

国において令和 7 年度の廃棄物の排出量等の目標が示されるとともに、食品ロス削減推進法の成立やプラスチック資源循環戦略の策定など、新たな課題に向けた取組が進められていることから、県としてもより一層の取組推進につながるよう見直しを行う。

2 計画の概要

(1) 計画の期間

令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間

(2) 計画策定にあたっての検討内容

ア 第 5 次岡山県廃棄物処理計画

廃棄物処理法に定める事項に関し、現状と課題を整理し、第 4 次計画の達成状況や廃棄物処理をめぐる状況の変化、国の廃棄物処理基本方針などを踏まえながら、目標の設定や目標達成に向けた基本施策の方向性、取組について検討する。

〔廃棄物処理法に定める事項〕

- (ア) 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (イ) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- (ウ) 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
(ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画を含む)
- (エ) 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (オ) 非常災害時における(イ)～(エ)に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

イ 岡山県食品ロス削減推進計画

アとの整合性を図りながら、国の食品ロス削減推進基本方針を踏まえ、食品ロス削減の推進に係る目標の設定、基本施策及び県民、事業者、行政の役割について検討する。

3 スケジュール（予定）

- | | | |
|--------|-------|---|
| 令和 3 年 | 8 月 | 環境審議会へ諮問（廃棄物対策部会で 3 回の審議を予定） |
| | 1 1 月 | 計画素案の作成
(パブリックコメント・市町村や関係団体への意見照会実施) |
| 令和 4 年 | 1 月 | 最終案とりまとめ |
| | 2 月 | 環境審議会から答申 |
| | 3 月 | 計画の策定、公表 |

廃棄物処理法に基づく国の基本方針

- ・国の現行基本方針は平成 27(2015)年度に示され、主に令和 2(2020)年度を目標年度としていたが、基本方針の内容に大幅な変更の必要がないとのことで、令和 2(2020)年度は改訂が行われなかった。
- ・都道府県廃棄物処理計画の改訂を実施する際に参考となる数値目標については、次のとおり示された。

○参考となる数値目標

No.	廃棄物処理法に基づく基本方針における目標項目	参考となる数値目標
1	一般廃棄物の排出量	2025 年度に約 3800 万トン
2	一般廃棄物の再生利用量の割合 ¹	一般廃棄物の出口側の循環利用率を 2025 年度に約 28%
3	一般廃棄物の最終処分量	2025 年度に約 320 万トン
4	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	2025 年度に約 440g/人/日
5	一般廃棄物の最終処分場の残余年数	2022 年度に 2017 年度の水準（20 年分）を維持
6	焼却された一般廃棄物量のうち発電設備を有する焼却施設で処理される一般廃棄物の割合	廃棄物エネルギーを地域を含めた外部供給している施設の割合を 2022 年度に 46%
7	産業廃棄物の排出量	2025 年度に約 3 億 9000 万トン
8	産業廃棄物の再生利用の割合 ²	産業廃棄物の出口側の循環利用率 ³ を 2025 年度に約 38%
9	産業廃棄物の最終処分量	2025 年度に約 1000 万トン
10	産業廃棄物の最終処分場の残余年数	引き続き現行基本方針に基づき要最終処分量の 10 年分程度を確保
11	家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	引き続き現行基本方針に基づき 200 市町村以上における実施を推進
12	特定家庭用機器再生商品化法（平成 10 年法律第 96 号）に基づく特定家庭用機器一般廃棄物のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合	引き続き現行基本方針に基づき 100%の構築を推進
13	使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	引き続き現行基本方針に基づき 80%以上の実施を推進

1 一般廃棄物の再生利用量の割合は、〔直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量〕を〔ごみの総処理量＋集団回収量〕で除した数値であり、これは一般廃棄物の循環利用率の計算方法と同じである。（一般廃棄物処理事業実態調査の数値を元に算出され、同調査におけるリサイクル率と同じ。）

2 産業廃棄物の再生利用量の割合は、〔再生利用量（直接再生利用量と処理後再生利用量の合計）〕を〔排出量〕で除した数値。（産業廃棄物排出・処理状況調査報告書の数値を元に算出される。）

3 産業廃棄物の出口側の循環利用率は〔再生利用量＋金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量－動物のふん尿の直接再生利用量〕を〔排出量〕で除した数値。（産業廃棄物排出・処理状況調査報告書の数値を元に算出される。）

第 4 次岡山県廃棄物処理計画の概要

1 策定時期

平成 29 (2017) 年 3 月

2 計画期間

平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度の 5 年間

3 基本理念

◎循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築

◎廃棄物の削減による環境への負荷の低減

4 基本方針

①排出者の責務の徹底・強化

②排出抑制と循環的利用の推進

③適正処理の推進

④廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

⑤廃棄物情報の共有化と相互理解

⑥災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理

5 計画の進捗状況

令和 2 年度の数値目標		策定時点	計画期間			
		H26 (2014)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R 元 (2019)
一般廃棄物	1 人 1 日当たりの排出量を 935g とする。	g 1, 000. 3	979. 1	992. 8	970. 1	1, 002. 3
	うち、1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量を 500g とする。	g 521. 9	503. 2	505. 2	498. 4	512. 1
	リサイクル率を 32. 7% とする。＊	% 18. 7 (28. 9)	20. 0 (31. 2)	20. 9 (29. 6)	19. 5 (28. 6)	19. 6 (29. 1)
	最終処分量を 86. 5 トン/日 とする。	トン/日 100. 1	82. 9	80. 0	79. 6	82. 9
産業廃棄物	排出量をおおむね 5, 649 千 t/年 とする。	千 t/年 5, 525	5, 661	5, 645	5, 691	5, 583
	リサイクル率を 45. 4% とする。	% 43. 4	43. 9	44. 5	45. 8	47. 0
	最終処分量を 303 千 t/年 とする。	千 t/年 318	323	312	305	273

※一般廃棄物のリサイクル率については、2 段書きの上段が、ガス化溶融分を除いた値であり、下段の括弧内がガス化溶融分を含んだ値である。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抜粋）

（基本方針）

第 5 条の 2 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- 四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
- 五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

3～4 （略）

（都道府県廃棄物処理計画）

第 5 条の 5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 43 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。